

# 訴状の「請求の趣旨」の記載について

基本型は、次のとおりです。

- 1 特許庁が不服／無効 2 0 〇 〇－〇 〇 〇 〇 号事件について令和〇年〇月〇日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

当事者系審判の審決取消訴訟において、審決の内容によっては、上記1項の記載は以下のようなものが考えられます。

## 1 審判対象とされた請求項の一部に対する不服申立て

(審決例)

特許第〇〇号の請求項 1 に係る発明についての特許を無効とする。

特許第〇〇号の請求項 2 に係る発明についての審判請求は成り立たない。

(請求の趣旨例)

- ・ 特許権者による請求項 1 についての不服申立て  
特許庁が無効〇〇－〇〇号事件について令和〇年〇月〇日にした審決のうち、特許第〇〇号の請求項 1 に係る部分を取り消す。
- ・ 審判請求人による請求項 2 についての不服申立て  
特許庁が無効〇〇－〇〇号事件について令和〇年〇月〇日にした審決のうち、特許第〇〇号の請求項 2 に係る部分を取り消す。

## 2 無効審判において訂正が認められた場合

(審決例)

本件訂正を認める。

特許第〇〇号の請求項 1 に係る発明についての特許を無効とする。

特許第〇〇号の請求項 2 に係る発明についての審判請求は成り立たない。

(請求の趣旨例)

- ・ 特許権者による請求項 1 についての不服申立て  
特許庁が無効〇〇－〇〇号事件について令和〇年〇月〇日にした審決のうち、特許第〇〇号の請求項 1 に係る部分を取り消す。
- ・ 審判請求人による請求項 2 についての不服申立て（本件訂正について争わない場合を含む。）  
特許庁が無効〇〇－〇〇号事件について令和〇年〇月〇日にした審決のうち、特許第〇〇号の請求項 2 に係る部分を取り消す。

## 3 訂正によって削除された請求項（下記審決例では請求項 2）に係る審判請求が却下された場合

(審決例)

本件訂正を認める。

特許第〇〇号の請求項 1 に係る発明についての審判請求は成り立たない。

同請求項 2 に係る発明についての審判請求を却下する。

(請求の趣旨例)

特許庁が無効〇〇－〇〇号事件について令和〇年〇月〇日にした審決のうち、特許第〇〇号の請求項 1 に係る部分を取り消す。